

令和5年度 特別国民体育大会バドミントン競技 宮崎県選考会（成年の部）開催要項

1. 主催 (財) 宮崎県体育協会・宮崎県・宮崎県教育委員会
2. 主管 宮崎県バドミントン協会 (<http://miyazaki-badminton.com/>)
協賛 ヨネックス株式会社
3. 日時 令和5年7月1日(土) 開館8時50分 ・開会式9時15分～
競技開始 9時45分～ ・男女ダブルス 及び シングルスの一部予定
令和5年7月2日(日) 競技開始 9時30分～ 男女 残りシングルス予定
4. 会場 生目の杜体育館
5. 種目 ① 成年男子(複・単)・・・MD/MS
② 成年女子(複・単)・・・WD/WS
(1) 参加資格は、2004年4月1日以前に生まれた方です。
(2) 参加者は、申込締切日までに日本バドミントン協会登録を済ませてください。
(3) 同時に開催するマスターズ選考会との重複出場はできません。
6. 競技方法 ① 2023年度日本バドミントン協会競技規則により行います。
② 各種目ともトーナメント方式で行いますが、参加人数等により他の方式に変更する場合があります。
7. 使用球 ニューオフィシャル(ヨネックス)を使用します。
8. 参加資格 ①国民体育大会現行の参加資格によります。
②参加都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかに属する都道府県から選択することができます。
(ア) 居住地を示す現住所
(イ) 勤務地
(ウ) ふるさと(下記参照)
「ふるさと選手制度」について(抜粋)
(1) 「ふるさと」とは、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とします。
(2) 「ふるさと選手制度」を活用し、参加を希望する選手は、あらかじめ所定の方法により「ふるさと」を登録しなければなりません。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとします。
(3) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項一(1)－①

- ーウ（国内移動選手の制限）に抵触しないものとします。
- (4) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとします。
- (5) 省 略
- ※この「ふるさと選手制度」の登録方法に関しましては、直接県協会国体担当（井手：携帯080-1798-9878）までお問い合わせください。

9. 参加料 1人1種目 1,000 円

10. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記載し、下記あてお申し込みください。
なお、参加料の納入は銀行振込に限ります。
※申込状況の確認にもなりますので、必ず口座振替でお願いします。

送付先 郵送：〒880-0014 宮崎市鶴島1丁目8番地3号

I B S 井手 大 宛

F A X 0 9 8 5 - 7 1 - 1 7 4 6

メール mba_syakaijin@yahoo.co.jp

問合せ 井手 大 080-1798-9878

振込先 宮崎銀行 大工町支店 （普通）132152

宮崎県バドミントン協会社会人連盟 理事 ^{いで}井手 ^{ふとし}大

※できるだけメールでの申し込みへの御協力をお願いします。

11. 申込期限 令和5年6月26日（月）必着

12. 選考基準
- ① 本選考会で次の成績を収めた者は、候補選手として理事会に推薦します。
 - ・ ダブルス1位かつシングルス1位の者
 - ② ①以外の候補選手については、本選考会の結果及び近年の九州・全国大会等の実績を基に選考し、理事会に推薦します。

13. その他
- ① 組み合わせについては、県協会で行います。
※参加者数により、選考日を一日のみの開催とする場合もあります。
その際は、事前にHP等を通じてお知らせします。
 - ② 大会参加中の事故やケガについては、主催者で責任を負えませんが、スポーツ傷害保険等への加入をお願いします。
 - ③ 服装は、白色又は2023年度日本バドミントン協会用具委員会合格品とします。

【特別国民体育大会】※ストレート出場 少年女子

●開催日 令和5年10月13日(金)～10月16日(月)

●開催地 鹿児島県指宿市

【九州ブロック大会】

※九州ブロック通過数、少年男子2県・成年女子2県・成年男子5県

●開催日 令和5年8月25日(金)～27日(日)

●開催地 大分県中津市

《九州ブロック大会前に、国体選手等による強化合宿を開催予定》

○令和5年8月22日(火)～24日(木)

《国体選考会出場者等による合同強化練習会》

○令和5年7月3日(月)～4日(火)

※詳細は別紙のとおり

国体選考会に出場された選手等での合同強化練習会を計画しております。

参加できる方は、井手までご連絡ください。

